

定款変更案の作成にあたっての留意事項

1 定款変更案は、平成28年11月11日付け「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知）に定められた定款例を参考に作成してください。

2 従たる事務所について（定款例第4条第2項、第31条第2項及び第32条第3項）
従たる事務所を置かない場合は、関係する文言を削除願います。

3 補欠により選任された評議員・役員の任期について（定款例第7条第2項）

定款例の備考において、補欠により選任された役員等の任期に係る規定が記載されていますが、この規定がない場合、補欠により選任された役員等と他の役員等の任期に差異が生じてしまいますので、不都合が生じる場合は、適宜この規定を追加願います。

4 会計監査人の設置について（定款例第10条 外）

現在の経過措置に係る設置基準に該当する場合のみ（平成29年度：収益30億円超または負債60億円超）、会計監査人に係る条項を設置願います。（現時点で基準以下であり会計監査人を設置しない場合は、会計監査人に係る条項は設けず、その後基準に該当した段階で会計監査人の設置に係る定款変更を行ってください。）

なお、設置基準に満たない場合でも会計監査人を設置する場合は、定款案に関係条項を設置願います。

5 評議員及び役員の報酬（定款例第8条及び第21条）

評議員については、役員と異なり、社会福祉法第45条の8第4項により定款において報酬を定めることが規定されているため、定款例に示されているとおり、少なくとも総額の範囲等を記載し、具体的な金額がわかるように記載願います。

なお、役員の報酬については、社会福祉法第45条の16第4項により評議員会で定めることが規定されているため、定款において具体的な金額を記載しない場合は、定款例のとおり「評議員会において別に定める」旨の記載が必要です。

また、費用弁償分の交通費等は報酬に含まれないので、定款で規定する必要はありません。（ただし、費用弁償分について定款で規定することは構いません。）

6 附則について

施行日については、以下の例を参考に記載願います。

【法改正に係る変更のみの場合】

この定款は、平成29年4月1日より施行する。（宮城県知事認可日：平成 年 月 日）

【法改正以外の条項も併せて変更する場合】

この定款は、平成29年4月1日より施行する。（宮城県知事認可日：平成 年 月 日）

ただし、第○条については、宮城県知事の認可日より適用する。

【評議員の定数の経過措置を採用する場合】

この定款は、平成29年4月1日より施行する。（宮城県知事認可日：平成 年 月 日）

ただし、第○条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。